

首都圏中央連絡自動車道 谷田川高架橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	5-1.設計図面① 数量総括表	数量総括表(図面番号9/244)に記載の「鋼構造物の製作 製作材料費(鋼板)」について、材料規格「SM400C-H」は「製作材料費(鋼板)B」で計上されています。一方で設計成果品では「製作材料費(鋼板)A」で集計されています。「土木設計数量算出要領 11-2 数量総括表(発注用)」において「製作材料費(鋼板)A」の摘要欄に「SS400, SM400」と記載があることから、SM400の鋼材規格である同鋼材は「製作材料費(鋼材)A」で計上すると思われる。数量総括表のご確認をお願いします。	11月25日付け質問書に対する回答②において、確認中としておりましたご質問について回答します。 金抜設計書、設計図に誤りがありました。 材料規格「SM400C-H」は「製作材料費(鋼板)A」での計上となります。 なお、上記については交付図書を訂正します。
2	5-1.設計図面① 数量総括表	数量総括表(図面番号9/244)に記載の「鋼構造物の製作 製作材料費(鋼板)B」について、AD1-PD10で667.451tが計上されています。一方で、設計成果品の「鋼構造物の製作 製作材料費(鋼板)B」と鋼材(材料規格SM400C-H)の合計重量はAD1-PD10で667.418tとなり、0.033tの差異が生じています。どちらの値を正しいと考えればよろしいでしょうか。また、差異0.033tの内訳を併せてご教示をお願いします。	11月25日付け質問書に対する回答②において、確認中としておりましたご質問について回答します。 金抜設計書、設計図に誤りがありました。 「製作材料費(鋼板)B」はAD1-PD10で657.047tになります。 なお、上記については交付図書を訂正します。 また、設計数量については、設計成果品の数量から一部変更を行っているため、設計図書を正とお考えください。
3	5-4.設計図面④ 横変位構造図	横変位拘束構造(その2)(図面番号 198/244)「PD10橋脚 横変位拘束構造 下部エブラケット」に記載の「アンカーボルトD51x935(M48 ネジ切り L=170)」について、注記)5. に「下部工で施工する部材」と記載があります。一方で横変位拘束構造部(その1)(図面番号 197/244)「AD1橋台 横変位拘束構造 下部エブラケット」に記載の「アンカーボルトD51x960(M48 ネジ切り L=195)」については、注記)に記載がなく、下部エブラケットの製作数量に計上がありません。「アンカーボルトD51x960(M48 ネジ切り L=195)」は本工事の施工範囲外と考えてよろしいでしょうか。	11月25日付け質問書に対する回答②において、確認中としておりましたご質問について回答します。 設計図に誤りがありました。 「アンカーボルトD51x935(M48 ネジ切り L=170)」、「アンカーボルトD51x960(M48 ネジ切り L=195)」は本工事の施工範囲内とお考えください。 なお、上記については交付図書を訂正します。